

別表 の 2 ・ の 2 附属資料

別表 の 2 及び別表 の 2 の運用解釈及び留意事項等については、以下のとおりとする。

1 共通事項

- (1) この附属資料は、弁慶橋地区の一部に地区計画（東京都市計画地区計画紀尾井町地区地区整備計画（平成16年5月7日千代田区告示第35号））が定められたことに伴い、弁慶橋地区のうち当該地区計画が定められた地域の一部をS地域とし、風致の適正な保全増進を期するため、当該S区域に係る別表 の特例を定めた別表 の2及び別表 の特例を定めた別表 の2について、別表 ・ 附属資料の特例を定めるものである。
- (2) 緩和の上限が記載してあるが、これは上限数値への誘導を意味するものではなく、あくまでも上限の範囲内における緩和が要件により可能となるものである。
- (3) 別表 の2及び別表 の2における緩和の条件（緑化基準）については、別に千代田区長が定める紀尾井町地区地区計画運用基準（以下において「地区計画運用基準」という。）による。
- (4) 別表 の2、別表 の2、この資料及び地区計画運用基準のいずれにも規定の無い事項については、別表 、別表 及び別表 ・ 附属資料を準用する。

2 別表 の2 関係

地区計画運用基準に適合するものについては、別表 の2、別表 の2及びこの資料に定める緩和の基準に適合するものとする。

3 別表 の2 関係

- (1) 紀尾井町地区地区計画における計画図2に建築物の高さの最高限度が定められた敷地関係
道路境界線から10mまでは16mとする。これ以外の部分については、概ね周辺の既存建築物の高さを限度とする。
- (2) 上記(1)以外の敷地関係
概ね周辺の既存建築物の高さを限度とする。
- (3) 地区計画運用基準に適合するものについては、別表 の2、別表 の2及びこの資料に定める緩和の基準に適合するものとする。